

第5章 良好な景観形成のためのその他の方針

1. 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、輪島市の景観形成上重要な観点であることから、県条例の規制を遵守するとともに、県・市・市民・事業者が連携し、輪島の景観と調和した屋外広告物の表示、掲出に努める必要があります。

また、県からの屋外広告物に関する権限委譲も視野に入れ、輪島市独自の屋外広告物規制の条例制定を目指した取り組みを行います。



2. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

輪島市の里山は、厳しい自然を背景として気候風土に適した農林業を営む中で、地域固有の個性豊かな美しい景観が創られてきました。このような地域の景観を保全、創出するための施策を講じるためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保することや、営農環境に配慮した支援体制など構築するため、景観農業振興地域整備計画を策定する必要があります。

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた「農業振興地域」において、地域固有の財産となる魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を定めます。

（1）里山景観を保全・創出するための方針

- ・自然と暮らしが一体となった里山景観の保全・創出のための施策展開に努めます。
- ・白米千枚田や棚田など営農条件の厳しい輪島固有の景観について、景観保全や創出のための支援策などに努めます。
- ・里山景観の保全・創出について、住民と協働による計画策定に努めます。

（2）保全・創出すべき里山景観の特色

- ・水田（棚田、千枚田等）・伝統的の家屋の集落・背景の山並みが一体となった景観。

